平成２６年（フ）第４８５号
宮城県宮城郡利府町沢乙字深山71番地　グレイスハーモニーＡ304
債務者　折腹　壮太
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４８６号
宮城県宮城郡利府町沢乙字深山71番地　グレイスハーモニーＡ304
債務者　折腹　静代
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５６８号
仙台市若林区遠見塚１丁目11番３号　第３コーポ村上201
債務者　堀籠キヨ子
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５８４号
宮城県多賀城市南宮字一里塚25番地の９　南宮ハウス205
債務者　小山内勝也
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１６４号
秋田県南秋田郡八郎潟町字一日市448番地５
債務者　大泉　幸子
1　決定年月日時　平成26年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７９号
秋田市千秋矢留町２番３号　オリンピア千秋公園605号
債務者　石塚　　崇
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８３号
秋田市寺内字三千刈155番地
債務者　加賀谷昌子
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６３号
茨城県結城市大字結城853番地１　エンブレムＡ202
債務者　川俣　尚子
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第５９２号
千葉県市原市青柳569番地20
債務者　鈴木　健三
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６８０号
千葉市美浜区高浜１丁目５番３棟202号
債務者　渡邉　　昭（旧姓川島）
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７１２号
千葉市花見川区花見川２番36棟408号
債務者　小田紗与子
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７３６号
千葉県浦安市堀江１丁目14番27―201号　ローズマンション
債務者　工藤みどり
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２７７号
新潟市中央区西堀通11番町2876番地
債務者　渡辺　　明
1　決定年月日時　平成26年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２９４号
新潟市北区松浜６丁目６番地31
債務者　武田八千子
1　決定年月日時　平成26年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３０４号
新潟市東区中木戸80番地７　ホワイトハウスⅢ203号
債務者　池田　浩意
1　決定年月日時　平成26年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２２号
石川県羽咋市大川町北新302番地
債務者　井上真由美
1　決定年月日時　平成26年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２６年（フ）第２３号
石川県鹿島郡中能登町金丸又わ部82番地
債務者　出越　昭夫
1　決定年月日時　平成26年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
金沢地方裁判所七尾支部